

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、前項に規定する休憩時間を45分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第1項に規定する勤務時間の終了時刻の15分前とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第2条の2 第3条、第7条から第9条まで及び第13条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前条第3項</u>の規定は、前項に規定する休憩時間について準</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、第1項に規定する勤務時間中に午前11時30分又は午後0時30分から1時間の休憩時間を置くことができる。</u></p> <p>4 子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、<u>第2項又は前項</u>に規定する休憩時間を45分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第1項に規定する勤務時間の終了時刻の15分前とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第2条の2 第3条、<u>第3条の2</u>、第7条から第9条まで及び第13条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前条第4項</u>の規定は、前項に規定する休憩時間について準</p>

用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第2条の2第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(試験研究機関等に勤務する研究職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第3条第3項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあつては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあつては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。

2 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第3条第1項」と読み替えるものとする。

(ふるさと振興部国際室に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第5条 [略]

2 [略]

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条第1項」と読み替えるものとする。

(東京事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の4 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。

用する。この場合において、同条第4項中「第1項に規定する」とあるのは、「第2条の2第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(試験研究機関等に勤務する研究職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「条例」という。）第3条第3項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあつては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあつては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。

2 第2条第4項の規定は、前項に規定する勤務時間が7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第3条第1項」と読み替えるものとする。

(子の養育又は配偶者等の介護をする職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第3条の2 条例第3条第4項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあつては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあつては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。ただし、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第4条の4第1項第2号ただし書に規定する特例対象日において勤務時間が6時間未満である場合は、この限りでない。

2 第2条第4項の規定は、前項本文に規定する勤務時間が7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第3条の2第1項本文」と読み替えるものとする。

(ふるさと振興部国際室に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第5条 [略]

2 [略]

3 第2条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第5条第1項」と読み替えるものとする。

(東京事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の4 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項又は第3項の規定による休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の4第1項」と読み替えるものとする。  
(大阪事務所、名古屋事務所又は福岡事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の5 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の5第1項」と読み替えるものとする。  
(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第6条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務時間の開始時刻が正午以後である職員にあつては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

4 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第6条第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。  
(杜陵学園に勤務し、入所者の自立支援に従事する職員の勤務時間の割振り)

第7条 [略]

2 [略]

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第7条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(水産技術センターに勤務し、漁業指導船に乗船する職員の勤務時間の割振り)

第8条 [略]

2・3 [略]

4 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第8条第1項又は第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(復興防災部消防安全課等に勤務し、特殊な職務又は業務に

3 第2条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第5条の4第1項」と読み替えるものとする。  
(大阪事務所、名古屋事務所又は福岡事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の5 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項又は第3項の規定による休憩時間を置く。

3 第2条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第5条の5第1項」と読み替えるものとする。  
(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第6条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第2条第2項又は第3項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務時間の開始時刻が正午以後である職員にあつては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

4 第2条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項に規定する」とあるのは、「第6条第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。  
(杜陵学園に勤務し、入所者の自立支援に従事する職員の勤務時間の割振り)

第7条 [略]

2 [略]

3 第2条第4項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項に規定する」とあるのは、「第7条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(水産技術センターに勤務し、漁業指導船に乗船する職員の勤務時間の割振り)

第8条 [略]

2・3 [略]

4 第2条第4項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項に規定する」とあるのは、「第8条第1項又は第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(復興防災部消防安全課等に勤務し、特殊な職務又は業務に

従事する者の勤務時間の割振り)

第9条 復興防災部消防安全課、県南広域振興局農政部北上農村整備センター、食肉衛生検査所、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する者で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分の範囲内で、別に割り振ることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食鳥検査員

(4)～(9) [略]

2 [略]

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第9条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日の指定)

第10条 前3条の規定の適用を受ける職員については、1週間につき1日以上割合で所属長の指定する日を、週休日とする。

2 [略]

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第11条の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の2の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。

2 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第11条の2第1項」と読み替えるものとする。

(子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)

第12条 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第12条第1項」と読み替えるものとする。

(第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振り)

従事する者の勤務時間の割振り)

第9条 復興防災部消防安全課、県南広域振興局農政部北上農村整備センター、食肉衛生検査所、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する者で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分の範囲内で、別に割り振ることができる。

(1)・(2) [略]

(3) と畜検査員又は食鳥検査員

(4)～(9) [略]

2 [略]

3 第2条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項に規定する」とあるのは、「第9条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日の指定)

第10条 前3条の規定の適用を受ける職員及び東日本大震災津波伝承館に勤務する職員については、1週間につき1日以上割合で所属長の指定する日を、週休日とする。

2 [略]

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第11条の2 条例第9条の2の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第2条第2項又は第3項の規定による休憩時間を置く。

2 第2条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第11条の2第1項」と読み替えるものとする。

(子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)

第12条 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項又は第3項の規定による休憩時間を置く。

3 第2条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第12条第1項」と読み替えるものとする。

(第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振り)

第14条 第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振りについては、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して、所属長が別に定めることができる。

第14条 第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振りについては、条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して、所属長が別に定めることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。